

大 個 審 第 57 号
(答 申 第 409 号)
令 和 7 月 2 月 13 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 重本 達哉

「障害者総合支援法による自立支援医療費（精神通院）支給認定に関する事務」に係る
特定個人情報保護評価の再実施について（答申）

令和7年1月24日付けこ健第2635号で諮問のありました標記に係る特定個人情報保
護評価書について、次のとおり当審議会の意見を答申します。

審議結果

本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指
針」という。）に定める審査の観点に基づき点検した結果、指針に定める実施手続等に
適合した評価が実施されていると認められる。

また、本評価書の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当
なものと認められる。

(答申に関与した委員の氏名)

田口由美子、小西葉子、中尾祐人